

1 1月24日（木）参・法務委 山口 和之議員（無所属）
対法務当局

1 問 検察官が裁判官室に頻繁に出入りしているという話を聞いたが、そのような事実を把握しているか、法務当局に問う。

（答）

1 検察官が一般に裁判官室に頻繁に出入りしているという話は承知していないが、一般論として申し上げれば、検察官が必要に応じて裁判官と裁判所内の法廷外において面談することはあるものと承知。

（2 もっとも、そのような場合においても、検察官は、裁判官の中立性・公平性に疑念を抱かせないように配慮しているものと承知。）

（注）期日に関する打合せなどを法廷外において行うことはあり得るところであるが、一般に裁判官、検察官及び弁護人のいずれにおいても、面談の場所等も含め、裁判官の中立性・公平性に疑念を抱かせないような対応をとっているのが通例である。

1 1月24日（木）参・法務委 山口 和之議員（無所属）

対法務当局

2問 刑事事件の一方当事者である検察官が法廷外で裁判官と面談することについて、どのように考えるか、法務当局に問う。

（答）

一般論として申し上げれば、裁判官は、必要がある場合には、法廷外において、検察官に限らず、事件の一方当事者と面談し、必要な範囲で打合せ等を行うことはあるものと承知。

いずれにしても、法廷外で当事者が裁判官と面談する場合には、いずれの立場においても、裁判官の中立性・公平性に疑念を抱かせないように配慮するなど適切に対応しているものと承知しており、問題はないものと考えている。

11月24日（木）参・法務委 山口 和之議員（無所属）
対法務当局

3問 同一事件に関与する可能性のある検察官と裁判官が、公的な行事等以外の場で、個人的に接触することがあると聞いたが、そのような事実は把握しているか。そのような事実がある場合、検察官と裁判官が個人的に接触することについて、どのように考えているのか、法務当局に問う。

（答）

（お尋ねの検察官と裁判官が個人的に接触するという意味が必ずしも明らかではないが、） 検察官が裁判官と法廷外で面談等をするものはあるものと承知。

いずれにしても、法廷外で検察官と裁判官が面談等をする場合には、検察官も裁判官も双方ともに、裁判官の中立性・公平性に疑問を抱かせないように配慮するなど適切に対応しているものと承知しており、問題はないものと考えている。

11月24日(木) 参・法務委 山口 和之議員(無所属)

対法務当局

4問 法務省には、検察官と裁判官の個人的な接触を禁止する指針等は存在するのか。存在しない場合、検察官と裁判官の個人的な接触を禁止する指針等を策定すべきではないか、法務当局に問う。

(答)

(お尋ねの検察官と裁判官が個人的に接触するという意味が必ずしも明らかではないが、) 一般的に検察官と裁判官の接触を禁止するような指針等は存在していない。

いずれにしても、検察官が法廷外で裁判官と面談等をする場合には、刑事手続における裁判官の担う役割を十分理解しつつ、裁判官の中立性・公平性に疑念を抱かせないように配慮するなど適切に対応しているものと承知しており、一般的に検察官と裁判官の接触を禁止するような指針等を策定する必要はないものと考えている。

平成28年11月24日(木)
山口 和之 議員(無所属)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

5問 法律専門職に従事して社会的な経験を積んだ弁護士有資格者から裁判官及び検察官を登用する「法曹一元」について、法務省の検討状況を、法務当局に問う。

[法曹一元とは]

- ・ (委員御指摘の)「法曹一元」とは、多義的であるものの、一般的には、裁判官及び検察官を主として弁護士の中から任命する制度をいうものと認識。

[法曹一元をめぐる議論]

- ・ 裁判官及び検察官の任用制度については、国民の求める質の高い裁判官及び検察官が得られるようにすることが重要。
 - ・ 司法制度改革審議会において、法曹一元について議論がされたものの、同審議会は、司法を担う高い質の裁判官を安定的に確保する観点から
 - ① 判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませる制度の整備
 - ② 弁護士任官の推進
- 等、給源の多様化・多元化のための措置等を提言するとともに、検察官についても、検察の厳正・公平性に対する国民の信頼を確保する等の観点から、同様の措置を提言したところ。
- ・ その後の司法制度改革推進計画においても、①判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませる制度や、検事が一定期間、国民の意識・感覚を学ぶことのできる場所で執務する制度を整備すること、②弁護士任官等を推進すること等が内容とされた。

[制度の整備状況]



- これを受けて、平成16年には、判事補及び検事の能力及び資質の一層の向上等を図るため、判事補及び検事が一定期間その官を離れ、弁護士となってその職務をする弁護士職務経験制度（注）を創設したところ。

（注）平成16年通常国会（第159回国会）において成立した「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」（平成16年第121号）による。平成17年4月1日施行。

〔所見〕

- 最高裁判所においては、裁判官についてこれら弁護士職務経験制度や弁護士任官制度を適切に運用されているものと承知。
- 法務省としても、検察官に関するこれらの制度を適切に運用するとともに、司法制度を所管する省庁として、今後も、国民の期待する広くかつ高い識見を備えた裁判官及び検察官を確保する等の観点から、必要とされる方策を講じてまいりたい。

（資料1）判事補及び検事の弁護士職務経験人数

（資料2）弁護士の裁判官・検察官への任官者数

（資料3）司法制度改革審議会意見書（抜粋）

（資料4）司法制度改革推進計画（抜粋）

○判事補及び検事の弁護士職務経験人数（いずれも会計年度）

	判事補	検 事
平成17年	10名	3名
平成18年	10名	5名
平成19年	9名	5名
平成20年	10名	5名
平成21年	9名	5名
平成22年	9名	5名
平成23年	8名	6名
平成24年	11名	7名
平成25年	9名	8名
平成26年	11名	8名
平成27年	11名	7名
平成28年	11名	7名

弁護士の裁判官への任官者数

年度		63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	総計
裁判官	判事	5	2	0	1	5	7	6	2	4	4	1	2	2	2	4	7	6	3	4	6	3	4	0	2	4	4	2	1	93
	判事補	—	—	—	—	1	0	1	0	1	1	1	2	1	1	1	3	2	1	1	0	1	2	1	3	1	0	2	0	27
	計	5	2	0	1	6	7	7	2	5	5	2	4	3	3	5	10	8	4	5	6	4	6	1	5	5	4	4	1	120

2

弁護士検察官への任官者数

年度		63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	総計
検察官		—	—	—	—	2	3	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	10

(注) 年度はいずれも会計年度

司法制度改革審議会意見書（抜粋）

平成13年6月12日 司法制度改革審議会

第4 検察官制度の改革

検察官に求められる資質・能力の向上等

- 検察の厳正・公平性に対する国民の信頼を確保する観点から、次のような検察官の意識改革のための方策を実施すべきである。
 - ・ 検事を、一定期間、一般の国民の意識・感覚を学ぶことができる場所で執務させることを含む人事・教育制度の抜本的見直し
 - ・ 幹部を含む検察官が犯罪被害者の心情や警察等の第一次捜査機関の活動等に対する理解を深めるための具体的方策
 - ・ 検察官が独善に陥ることを防止するとともに、検察官としての基本的な在り方を徹底するため、部内研修等の充実強化を行うこと
- 専門的知識・経験を習得・向上させるための適切な研修制度等を導入すべきである。
- 刑事手続への新たな国民参加制度の実効的実施を支えうるよう、立証活動等の能力の向上を図るための適切な研修制度等を導入すべきである。

検察官は、公益の代表者として、犯罪捜査（事件処理の適正化のための警察等第一次捜査機関に対する指示・指揮を含む）、公訴の提起（検察官は、公訴提起の権限を有する唯一の国家機関であるとともに、公訴提起・維持に十分な犯罪の嫌疑等がある場合でも、犯罪者の改善更生等の観点から総合的に判断して公訴提起を行わないこともできる。）、公訴の維持・遂行、刑事裁判の執行の監督等の権限を行使することを任務とし、特に刑事に関して極めて重大な職責を負っている。刑罰権の適正な実現や刑事司法に対する国民の信頼を確保するために、検察官は、これらの権限を常に厳正かつ公平に行使することが求められている。

このような検察官の職責の重大性や、刑事司法が、適正な手続の保障の下、事案の真相解明を使命としていることからすれば、検察官は、独善に陥ることなく自己の権限・責任の重みを謙虚に受け止めた上で、人権感覚に富んだ豊かな人間性を持ち合わせ、社会常識はもちろんのこと、人間関係の機微や情に対する深い理解・洞察力を兼ね備え、被疑者や被害者等の関係者の心情や立場に十分な配慮をしながら、警察等の第一次捜査機関との適切な協力・連携の下、事案の適正公平な解決に真摯かつ積極的に取り組む姿勢を常に保持する必要がある。

また、今後の社会構造の変化、科学技術の革新、国際化等に伴って生ずる新しい形態の犯罪（例えばコンピュータ・ネットワーク関連犯罪等）や高度な専門

的知見を要する犯罪（例えば企業活動に関連する複雑な経済事犯、医療過誤に起因する業務上過失致死傷事犯等）等に対応しうるよう捜査能力等の向上を図っていくため、国内外を問わず、複雑多様化する政治、経済、社会の動向や先端的分野等に関する知識経験を習得することも必要となる。

さらには、刑事手続へ新たな国民参加の制度が導入されることから（後記Ⅳ「国民的基盤の確立」の第1の1.参照）、検察官は、刑事手続の重要な担い手として、法律専門家ではない国民がより良く公判審理を理解しうるように、立証活動等の能力の向上や運用上の工夫等を通じて、同制度の実効的实施に積極的な貢献をしていくことが求められる。

そこで、検察の厳正・公平性に対する国民の信頼を確保する観点から、次のような検察官の意識改革のための方策を実施すべきである。

- 検事に、一定期間、その身分を離れ、一般の国民の意識・感覚を学ぶことができる場所（例えば弁護士事務所等）で執務させることを含む人事・教育制度の抜本的見直し（退職手当や共済関係等の面で後記第5の「裁判官制度の改革」の1.(1)に述べるのと同様な配慮が望まれる。）
- 幹部を含む検察官が犯罪被害者の心情や警察等の第一次捜査機関の活動等に対する理解を深めるための具体的方策
- 検察官が独善に陥ることを防止するとともに、検察官としての基本的な在り方を徹底するため、部内研修等の充実強化を行うこと

また、専門的知識・経験を習得・向上させるための適切な研修制度等を導入すべきである。

さらに、刑事手続への新たな国民参加制度の実効的实施を支えうるよう、立証活動等の能力の向上を図るための適切な研修制度等を導入すべきである。

第5 裁判官制度の改革

21世紀の我が国社会における司法を担う高い質の裁判官を安定的に確保し、これに独立性をもって職権を行使させるために、以下に述べるような方策を講じるべきである。

1. 給源の多様化、多元化

裁判所法は、判事補のみではなく、弁護士や検察官など判事の給源の多元性を予定しているが、運用の実際においては、判事補のほとんどがそのまま判事になって判事補が判事の主要な給源となり、しかも、従来、弁護士からの任官が進まないなど、これを是正する有効な方策を見いだすことも困難であった。こうした制度運用の経緯、現状を踏まえ、国民が求める裁判官を安定的に確保していくことを目指し、判事となる者一人ひとりが、それぞれ法律家として多様で豊かな知識、経験等を備えることを制度的に担保する仕組みを整備するほか、弁護士任官の推進、裁判所調査官制度の拡充等の施策を講じるべきである。

- 多様で豊かな知識、経験等を備えた判事を確保するため、原則としてすべての判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備すべきである。
- 特例判事補制度については、計画的かつ段階的に解消すべきである。このためにも判事を増員するとともに、それに対応できるよう、弁護士等からの任官を推進すべきである。
- 弁護士任官等を推進するため、最高裁判所と日本弁護士連合会が、一致協力し、恒常的な体制を整備して協議・連携を進めることにより、継続的に実効性のある措置を講じていくべきである。

(1) 判事補制度の改革等

ア 判事補の判事への任命等

(ア) 多様で豊かな知識、経験等を備えた判事を確保するため、原則としてすべての判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備すべきである。仕組みの整備に当たっては、次の諸点に留意すべきである。

- ・ 「裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験」は、判事補

が裁判官の身分を離れて弁護士、検察官等他の法律専門職の職務経験を積むことが基本となるべきである。これに加え、こうした職務経験と同視できる程度に、裁判官の資質向上のために有益であると認められる経験も含まれうるが、その具体的内容については、更に検討する必要がある。

- その期間は、実のある経験を積むにふさわしい相当程度長期の期間とするものとする。
- 判事補が、この仕組みにより弁護士、検察官等他の法律専門職の職務経験又はこれと同視しうる経験を積むことを制度的に担保するものとする。そのための方策については、判事の任命資格を見直すことや、判事の選考においてこれらの経験を経ていることを重視することなどが考えられるが、更に検討するものとし、いずれにしても実効性のある措置を講じるものとする。
- 裁判官の身分を離れた判事補が、上記の経験を積んだ後に、裁判官に復帰した場合には、退職手当や共済関係等の面で適切な配慮がなされることが望ましい。

(イ) なお、以上と同様の視点から、弁護士、検察官等から任官しようとする者についても、その前提として、例えば、判事補、調査官等として裁判所内部での職務経験を経ていることは有意義であり、指名に当たってそうした経験が重視されるべきである。

イ 特例判事補制度の解消

特例判事補制度については、裁判官数の不足に対応するための「当分の間」の措置であったことや、十全の権限を行使する判事となるためには10年の法律専門家としての経験を要求している裁判所法の趣旨にかんがみ、計画的かつ段階的に解消すべきである。裁判官の大幅増員の必要性については既に言及したところであるが、特例判事補制度の解消のためにも、判事を大幅に増員すべきであり、後記(2)の措置を講じること等により、判事の大幅増員に対応できるよう、弁護士等からの任官を推進すべきである。

(2) 弁護士任官の推進等

判事の給源の多元性を予定する裁判所法第42条の趣旨の実質化を図るとともに、特例判事補制度の解消等のための判事の大幅増員に対応できるよう、従来から課題とされてきた弁護士任官を強力に推進する必要がある、そのた

めには、最高裁判所と日本弁護士連合会が恒常的かつ密接な協力体制を整備することが不可欠である。また、そうした協力体制は、弁護士が裁判官に任官することにとどまらず、両者の人材交流のための体制として、前記(1)ア(ア)の仕組みにより弁護士の職に就いた判事補が再び裁判官職に復帰することをより円滑ならしめることにも資する点で重要な意義を有する。最高裁判所と日本弁護士連合会は、以上と同一の認識に基づき、「弁護士任官等に関する協議会設置要綱」(平成13年4月12日付け)を策定するなどして、互いに協力して弁護士任官等を推進することに合意しているところであり(平成13年5月8日付け「弁護士任官を推進するための具体的措置の提案について」参照)、今後、両者が、その趣旨にのっとり、一致協力し、恒常的な体制を整備して協議・連携を進めることにより、弁護士任官等の推進のために継続的に実効性のある措置を講じていくべきである。

また、給源の多元化を求める裁判所法第42条の趣旨にかんがみれば、判事補、弁護士以外の法律専門職である、検察官、法律学者からの判事への任官も活発に行われていくのが望ましいことは言うまでもない。

(3) 裁判所調査官制度の拡充

現行の裁判所調査官制度については、一部の専門的事件に関し、東京や大阪など一部の地方裁判所、高等裁判所で、法曹資格を有しない調査官が活用されているものの、法曹資格を有する調査官については、地方裁判所及び高等裁判所を通じて置かれていない現状にある。こうした現状にかんがみ、足腰の強い裁判所を作るとともに、裁判所外の者に裁判所内の経験を積ませるための一方策ともなりうるとの視点から、法曹有資格者や学識経験者等の人材を、判事を補佐して当該判事の担当する事件全般にわたって審理や裁判を助ける、いわば判事付きの調査官として任用する可能性を含め、調査官制度拡充の方策を検討すべきである。

第6 法曹等の相互交流の在り方

法律専門職（裁判官、検察官、弁護士及び法律学者）間の人材の相互交流を促進することにより、真に国民の期待と信頼に応えうる司法（法曹）をつくり育てていくこととすべきである。

現在、法律専門職間の人材の交流は、裁判官が検察官に転官した上、法務省に出向し、法令の立案や訟務事務に従事するなど、いわゆる判検交流によるものが大半であり、判事の給源の多元性を予定している裁判所法の趣旨とは異なり、弁護士や検察官などから裁判官への任官者数は僅少であることを始め、弁護士が検察官に任官する例は皆無に近いなど、人材の相互交流は極めて低調である。

このような現状を踏まえ、判事にふさわしい有能な人材を裁判所内に限らず広く法曹各界から迎えようとする裁判所法の趣旨の実質化を図るための方策として、多様で豊かな知識、経験等を備えた判事を確保するため、判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備することを始め、弁護士、検察官及び法律学者から裁判官への任官を推進するための施策や、また、弁護士や法律学者が検察官に任官することを推進するための施策を講じることにより、法律専門職間の人材の相互交流を促進すべきである。また、これと関連して、検事と裁判官の関係の在り方を改善する観点から、法務省・検察庁への出向者が裁判官に偏っている現状を改め、裁判官以外からも広く人材を受け入れるための方策を講じるべきである。さらに、そうした取組を通じて、真に国民の期待と信頼に応えうる司法（法曹）をつくり育てていくこととすべきである。

司法制度改革推進計画 (抜 粋)

平成14年3月19日閣議決定

Ⅲ 司法制度を支える体制の充実強化

第4 検察官制度の改革

1 検察官に求められる資質・能力の向上等

- (1) 検事が一定期間、国民の意識・感覚を学ぶことのできる場所で執務する制度の整備のための所要の措置を平成15年末までに講ずるなど、逐次、検察官の意識改革のための所要の措置を講ずる。(本部及び法務省)
- (2) 各種の専門的知見を要する分野についての知識・経験を習得・向上させるための研修制度及び刑事司法制度の改革に対応した立証活動等の能力の向上を図るための研修制度を導入するなど、逐次、検察官の能力・資質の向上を図るための所要の措置を講ずる。(法務省)

第5 裁判官制度の改革

1 給源の多様化・多元化

- (1) 原則としてすべての判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備することについて、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、平成15年末までに、所要の措置を講ずる。(本部)
- (2) 特例判事補制度の計画的かつ段階的な解消の条件整備に資する方策について、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。(本部)
- (3) いわゆる弁護士任官の推進について、最高裁及び日弁連における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。(本部)